

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（平成28年4月19日）

特定非営利活動促進法第43条第1項に基づき、下記のとおり設立の認証を取消しました。

不利益処分の内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

不利益処分の理由となる事実

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を3年以上にわたって提出しておらず、法第42条の規定に基づく改善命令に違反し、事業報告書等の提出を怠ったため。

不利益処分の対象となる特定非営利活動法人

- 1 名称 特定非営利活動法人 みやぎ障害者就労支援ネットワーク
事務所所在地 仙台市青葉区木町通2丁目5番21号
設立認証日 平成18年9月28日